

相楽地域循環型社会形成推進地域計画

木津川市
笠置町
和束町
精華町
南山城村
相楽郡広域事務組合

平成 29 年 12 月 14 日
令和元年 10 月 31 日変更

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1) 生活排水処理の現状	2
(2) 生活排水処理の目標	3
3. 施策の内容	4
(1) 発生抑制、再利用の推進（生活排水対策）	4
(2) 処理体制	5
(3) 処理施設等の整備	5
(4) 施設整備に関する計画支援事業	6
(5) その他の施策	6
4. 計画のフォローアップと事後評価	6
(1) 計画のフォローアップ	6
(2) 事後評価及び計画の見直し	7

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 木津川市、笠置町、和東町、精華町及び南山城村

面積 263.37k m²

人口 121,565人(平成29年3月31日現在)

(内訳)

市町村名	木津川市	笠置町	和東町	精華町	南山城村	合計
面積(k m ²)	85.13	23.52	64.93	25.68	64.11	263.37
人口(人)	75,555	1,421	4,130	37,621	2,838	121,565

*参考として「対象地域図」を添付資料1に示す。

(2) 計画期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

相楽地域（以下「本地域」という。）は、京都府の最南部に位置し、京都市から南へ約30kmの圏内にある。本地域のほぼ中央を木津川が流れている。

また、総面積は263.37k m²であり、東部から東北部にかけては山地と高原、西北部は低平地、西部は緩やかな丘陵地となっている。

生活排水処理については、河川等公共用水域の水質保全のため、下水道計画区域にあっては、公共下水道の整備を促進し、未接続家庭等の接続率の向上を図り、下水道計画区域外の区域においては、合併処理浄化槽の整備を促進する。

また、収集したし尿及び浄化槽汚泥については、現在、相楽郡広域事務組合大谷処理場（し尿処理施設）において処理を行っている。今後基幹的設嚇良を実施し、既存施設の長寿命化を図るとともに、CO₂排出量の削減により地球温暖化対策に寄与することを目指す。

(4) 広域化の検討

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥は、本施設において集約的に処理されており、

今後もこの体制を継続するものとする。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 生活排水処理の現状

平成28年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図1に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は121,565人であり、汚水衛生処理人口は111,390人、汚水衛生処理率は91.6%である。

し尿発生量は5,970kL/年、浄化槽汚泥発生量は8,612kL/年であり、処理・処分量は14,581kL/年（端数処理の関係上、合計量と内訳とが一致していない。）である。

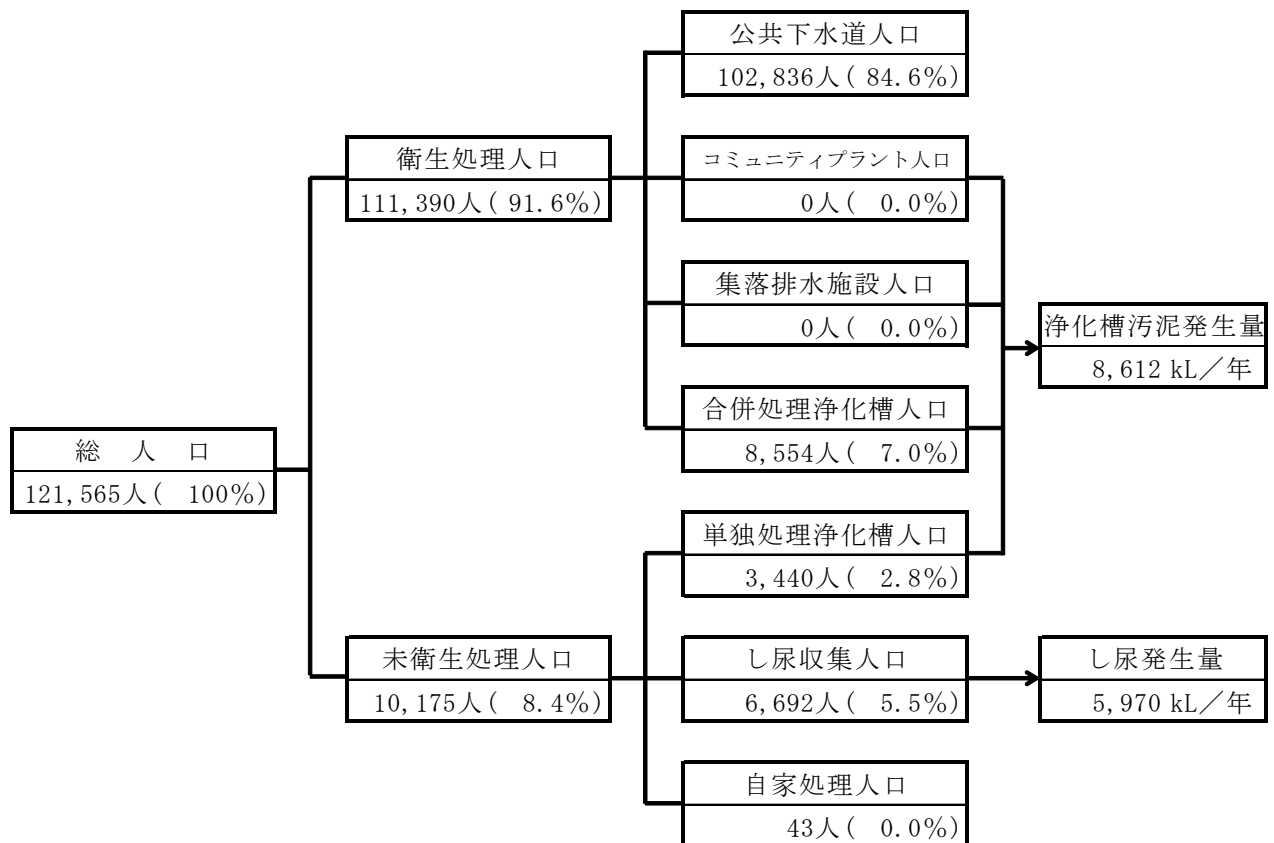


図1 生活排水の処理状況フロー（平成28年度）

(2) 生活排水処理の目標

生活排水処理の目標は、表 1 に掲げるとおり汚水衛生処理率の向上を目指し、下水道及び合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、し尿処理施設の効率的な整備等を進めていくものとする。

表 1 生活排水処理に関する現状と目標

	平成 28 年度実績(割合)	令和 5 年度目標(割合)
処理形態別人口合計	121, 565 人	125, 604 人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	111, 390 人(91. 6%)	119, 946 人(95. 5%)
(1)コミュニティプラント人口	0 人(0. 0%)	0 人(0. 0%)
(2)合併処理浄化槽人口	8, 554 人(7. 0%)	7, 252 人(5. 8%)
(3)下水道人口	102, 836 人(84. 6%)	112, 694 人(89. 7%)
(4)集落排水施設人口	0 人(0. 0%)	0 人(0. 0%)
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽』人口)	3, 440 人(2. 8%)	2, 371 人(1. 9%)
3. 非水洗化人口	6, 735 人(5. 5%)	3, 287 人(2. 6%)
(1)し尿収集人口	6, 692 人(5. 5%)	3, 272 人(2. 6%)
(2)自家処理人口	43 人(0. 0%)	15 人(0. 0%)
し尿・汚泥量の合計	14, 581kL／年	9, 660kL／年
し尿発生量	5, 970kL／年	2, 864kL／年
浄化槽汚泥発生量	8, 612kL／年	6, 796kL／年

※1 汚水衛生処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口／処理形態別人口合計

※2 個々の構成比(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の構成比の合計は100%にならない場合がある。

※3 処理・処分量は、端数処理の関係上、合計量と内訳とが一致しない場合がある。

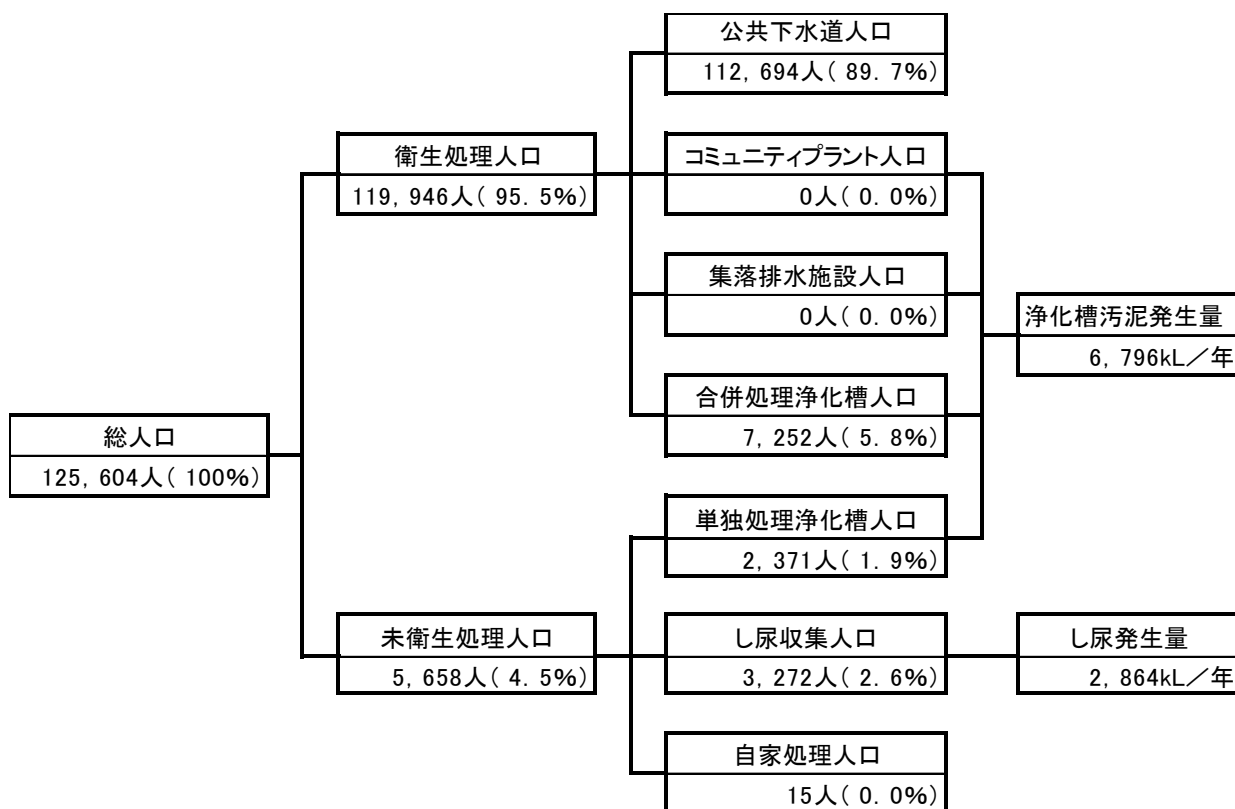


図2 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和5年度）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再利用の推進（生活排水対策）

河川等公共用水域の浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、広報、啓発活動を積極的に行う。

ア. 家庭における浄化対策の推進

住民に対して、生活排水対策の必要性についての啓発を行っていくとともに、広報等により家庭で誰もができる「家庭での浄化対策」を推進していく。

イ. 浄化槽の適正な維持管理等に関する啓発

住民に対して、浄化槽に関する正しい知識や、適正な維持管理の必要性を広報等により啓発していく。また、浄化槽維持管理業者に対しては、適正な保守点検を行うよう啓発していく。

ウ. 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道認可区域以外の地域において、合併処理浄化槽の普及を促進するため、広報、啓発活動を行っていく。

(2) 処理体制

ア. 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、引き続き市街地における公共下水道の計画的な整備を推進する。公共下水道認可区域以外の地域では合併処理浄化槽の計画的な整備を推進する。

し尿及び浄化槽汚泥については、大谷処理場（し尿処理施設）で処理を行っている。施設の処理工程から発生する汚泥は乾燥・焼却後、場外搬出して埋立処分している。既存施設については、長寿命化計画を作成し、これに基づき基幹的設備改良を実施し、施設の延命化とCO₂排出量の削減を推進する。

イ. 今後の処理体制の要点

- ◇ 市街地における公共下水道の計画的な整備を推進する。公共下水道認可区域以外の地域では合併処理浄化槽の計画的な整備を推進する。
- ◇ 既存施設の基幹的設備改良を実施することにより、施設の延命化とCO₂排出量の削減を推進する。

(3) 処理施設等の整備

ア. 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表2のとおり必要な施設整備を行う。

表2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	事業期間
1	し尿処理場	大谷処理場基幹的設備改良工事	54.1 kL/日	R1～R2

(整備理由)

事業番号1 施設の延命化とCO₂排出量削減のための基幹的設備改良

イ. 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表3のとおり行う。

表3 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済 基数(基) (平成28年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	1,186	272	1,667	
	木津川市	509	137	902	H30～R4
	笠置町	173	30	180	H30～R4
	和束町	196	50	200	H30～R4
	南山城村	308	55	385	H30～R4

(4) 処理施設等の整備

(3) ア. の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	大谷処理場基幹的設備改良事業に係る発注支援・技術支援業務	発注仕様書等の作成	H30
	大谷処理場基幹的設備改良事業に係る生活環境影響調査業務	生活環境影響調査	H30

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、災害時の廃棄物処理に関する事項として次の施策を実施していく。

組合構成市町村では、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月、環境省）及び「京都府災害廃棄物処理計画（仮称）」に基づき災害廃棄物処理計画の策定について検討するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理体制を確保する。

また、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域の連絡体制を構築する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域各市町村は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて本地域の各市町村、京都府及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料目次

- 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- 様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- 参考資料様式5 施設概要（し尿処理施設系）基幹的設備改良
- 参考資料様式6 施設概要（浄化槽系）
- 参考資料様式7 計画支援概要
- 添付資料1 対象地域図
- 添付資料2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ
- 添付資料3 地域内の現有施設の位置（現況と予定）
- 添付資料4 現有施設の概要
- 添付資料5 浄化槽設置整備事業対象区域

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (令和元年度)

1. 地域の概要

(1) 地域名	相楽地域	(2) 地域内人口	121,565人	(3) 地域面積	263.37 k m ²
(4) 構成市町村等名	木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村、相楽郡広域事務組合	(5) 地域の要件	(人口) 面積 沖積 奄美 豪雪 (山村) 半島 (過疎) その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合名：相楽郡広域事務組合 ②組合を構成する市町村：木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村 ③設立(予定)年月日： 昭和56年8月1日設立				

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考	
		形式及び処理方法	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月		処理能力(単位)
し尿処理施設	相楽郡広域事務組合	高負荷脱窒素処理	有	76 k L/日	H13.3	R 3.3	施設の延命化とCO ₂ 排出量の削減	高負荷脱窒素処理方式	R 3.3	54.1 k L/日	

※計画地域内の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料3)

4. 生活排水処理の現状と目標

年度 指標・単位	過去の状況・現状					目標 令和5年度
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
総人口	118,374	118,679	119,579	120,649	121,565	125,604
汚水衛生処理人口	94,845	97,361	99,269	100,945	102,836	112,694
汚水衛生処理率	80.1%	82.0%	83.0%	83.7%	84.6%	89.7%
コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0	0
汚水衛生処理率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
集落排水施設人口	0	0	0	0	0	0
汚水衛生処理率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽人口	9,008	8,863	8,796	8,869	8,554	7,252
汚水衛生処理率	7.6%	7.5%	7.4%	7.4%	7.0%	5.8%
未処理人口	14,521	12,455	11,514	10,835	10,175	5,658

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料2)

5. 合併処理浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		開始年月日	整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口		基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	木津川市	509	1,977	H11. 6. 25	137	902	R5
浄化槽設置整備事業	笠置町	173	542	H12. 4. 1	30	180	R5
浄化槽設置整備事業	和東町	196	582	H12年度頃	50	200	R5
浄化槽設置整備事業	南山城村	308	2,219	H13. 4. 1	55	385	R5

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料5)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(令和元年度)

事業種別	事業番号*1	事業主体名称	規模	事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
				開始	終了	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
○し尿処理に関する事業						847,825	0	168,553	679,272	0	0	657,440	0	102,950	554,490	0	0	
大谷処理場基幹的設備改良事業	1	相模郡広域事務組合*2	54.1 基	R1	R2	847,825		168,553	679,272			657,440		102,950	554,490			
○浄化槽に関する事業						113,137	26,022	21,730	21,795	21,795	21,795	108,537	25,422	20,730	20,795	20,795	20,795	
浄化槽設置整備事業	2	木津川市	137 基	H30	R4	59,297	15,254	10,962	11,027	11,027	11,027	54,697	14,654	9,962	10,027	10,027	10,027	
	2	笠置町	30 基	H30	R4	11,190	2,238	2,238	2,238	2,238	2,238	11,190	2,238	2,238	2,238	2,238	2,238	
	2	和東町	50 基	H30	R4	19,880	3,976	3,976	3,976	3,976	3,976	19,880	3,976	3,976	3,976	3,976	3,976	
	2	南山城村	55 基	H30	R4	22,770	4,554	4,554	4,554	4,554	4,554	22,770	4,554	4,554	4,554	4,554	4,554	
○施設整備に関する計画支援事業						30,900	30,900	0	0	0	0	30,900	30,900	0	0	0	0	
大谷処理場基幹的設備改良事業に係る計画支援事業	31	相模郡広域事務組合*2		H30	H30	30,900	30,900					30,900	30,900					
合計						991,862	56,922	190,283	701,067	21,795	21,795	796,877	56,322	123,680	575,285	20,795	20,795	

*1事業番号については、計画本文(3)表2、表3、(4)表4及び様式3の施設整備に関する番号と一致する。

*2相模郡広域事務組合：木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
発生抑制・ 再使用の推 進に関する もの	11	生活排水普及啓 発活動	生活排水対策に関する普 及啓発活動を行う。	組合構成 市町村	H30	R4		普及啓発					
処理施設の 整備に関す るもの	1	大谷処理場基幹 的設備改良事業	施設延命化、CO2排出 量削減のための基幹的設 備改良工事	相楽郡広 域事務組 合	R1	R2	○	改良工事					
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	2	合併処理浄化槽 整備	合併処理浄化槽の設置に 対する補助金を交付す る。	木津川市 笠置町 和束町 南山城村	H30	R4	○	合併処理浄化槽整備					
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	31	大谷処理場基幹 的設備改良事業 に係る計画支援 事業	発注仕様書作成等 生活環境影響調査	相楽郡広 域事務組 合	H30	H30	○	発注仕様書 作成等 生活環境影響					
その他	41	災害時の廃棄物 処理に関する事 項	災害時に発生する廃棄物 の処理体制を確保する。	組合構成 市町村、 組合	H30	R4		災害時の廃棄物処理体制の確保					

施設概要(し尿処理施設系)

都道府県名： 京都府

(1) 事業主体名	相楽郡広域事務組合
(2) 施設名称	相楽郡広域事務組合大谷処理場
(3) 工期	令和元年度～令和2年度
(4) 施設規模	処理能力54.1kL/日
(5) 形式及び処理方式	高負荷脱窒素処理方式
(6) 地域計画内の役割	基幹的設備改良工事を実施することにより、施設の延命化を図るとともに、CO2排出量を現状と比較して20%以上削減する。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	
(9) 資源化物の利用計画	

「コミュニティプラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	人口 面積	人 m ²
(11) 計画地域の性格		

(12) 事業計画額	847,825千円
------------	-----------

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 京都府

(1)事業主体名	木津川市
(2)事業名称	浄化槽設置整備事業
(3)事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、住民の生活環境の改善を促進するため合併浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。
(4)事業期間	平成30年度～令和4年度
(5)事業対象地域の要件	一般地域:下水道事業の基本計画区域内で、下水道法第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域及び農業集落排水事業の計画区域内で、事業の実施時期が確定した区域以外の地域 特定地域:下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域以外の地域
(6)事業計画額	交付対象事業費 54,697千円 うち(以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

	交付対象基数 (902人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	45基(225人分)	0基	14,940千円	15,940千円	14,940千円
6～7人槽	81基(567人分)	3基	33,729千円	36,329千円	33,729千円
8～10人槽	11基(110人分)	0基	6,028千円	7,028千円	6,028千円
11～20人槽	基(人分)	基			
21～30人槽	基(人分)	基			
31～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
改築	基	基			
計画策定調査費					
合計	137基(902人分)	0基	54,697千円	59,297千円	54,697千円

施設概要(浄化槽系)

都道府県 京都府

(1)事業主体名	笠置町
(2)事業名称	浄化槽設置整備事業
(3)事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、住民の生活環境の改善を促進するため合併浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。
(4)事業期間	平成30年度～令和4年度
(5)事業対象地域の要件	町内全域
(6)事業計画額	交付対象事業費 11,190千円 うち(以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

	交付対象基数 (180人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	15基(75人分)	0基	4,980千円	6,480千円	4,980千円
6～7人槽	15基(105人分)	0基	6,210千円	7,710千円	6,210千円
8～10人槽	基(人分)	基			
11～20人槽	基(人分)	基			
21～30人槽	基(人分)	基			
31～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
改築	基	基			
計画策定調査費					
合計	30基(180人分)	0基	11,190千円	14,190千円	11,190千円

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 京都府

(1)事業主体名	和束町
(2)事業名称	浄化槽設置整備事業
(3)事業の実施目的及び内容	住宅からの生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する人に対し、補助金を交付する。
(4)事業期間	平成30年度～令和4年度
(5)事業対象地域の要件	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域
(6)事業計画額	交対象事業費 19,880千円 うち(以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

	交付対象基数 (200人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	10基(40人分)	0基	3,320千円	3,320千円	3,320千円
6～7人槽	40基(60人分)	0基	16,560千円	16,560千円	16,560千円
8～10人槽	基(分)	基			
11～20人槽	基(人分)	基			
21～30人槽	基(人分)	基			
31～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
改築	基	基			
計画策定調査費					
合計	50基(200人分)	0基	19,880千円	19,880千円	19,880千円

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 京都府

(1)事業主体名	南山城村
(2)事業名称	浄化槽設置整備事業
(3)事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため合併浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。
(4)事業期間	平成30年度～令和4年度
(5)事業対象地域の要件	村内全域
(6)事業計画額	交付対象事業費 22,770千円 うち(以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

	交付対象基数 (385人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基(人分)	基			
6～7人槽	55基(385人分)	0基	22,770千円	22,770千円	22,770千円
8～10人槽	基(人分)	基			
11～20人槽	基(人分)	基			
21～30人槽	基(人分)	基			
31～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
改築	基	基			
計画策定調査費					
合計	55基(385人分)	0基	22,770千円	22,770千円	22,770千円

計画支援概要

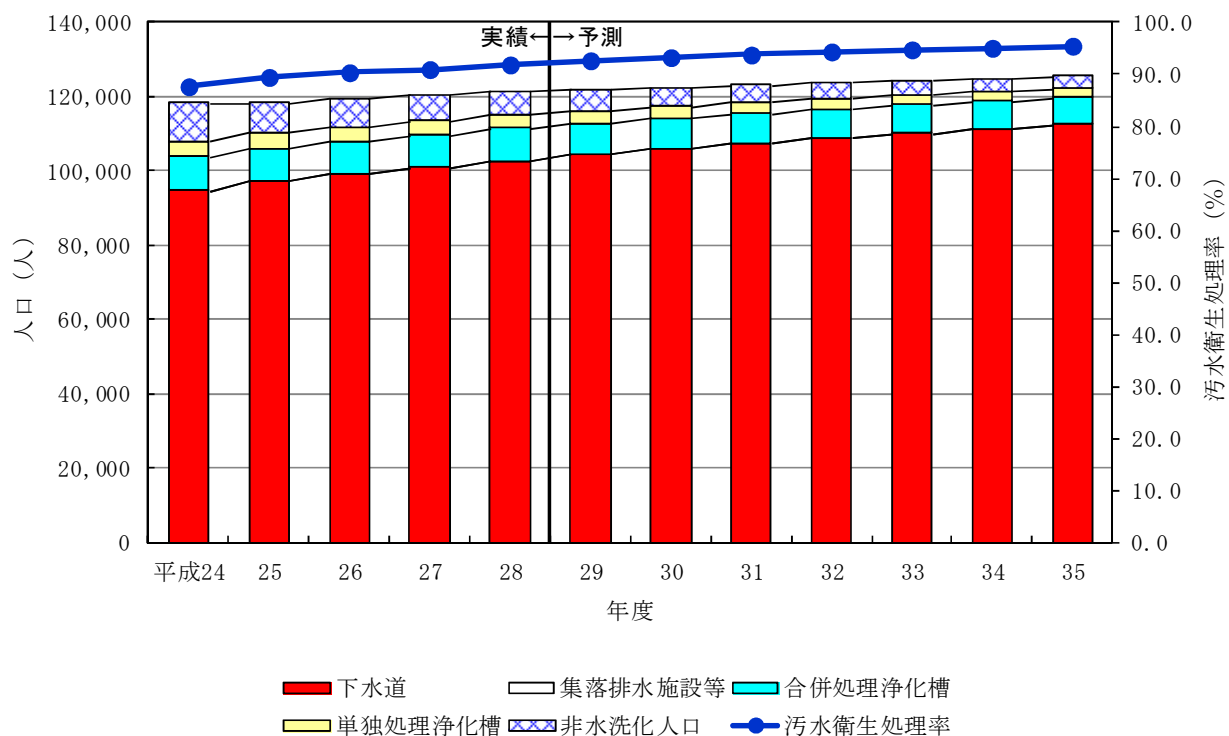
都道府県名： 京都府

(1) 事業主体名	相楽郡広域事務組合	
(2) 事業目的	し尿処理施設の基幹的設備改良事業のため	
(3) 事業名称	大谷処理場基幹的設備改良事業に係る発注支援・技術支援業務	大谷処理場基幹的設備改良事業に係る生活環境影響調査業務
(4) 事業期間	平成30年度	平成30年度
(5) 事業概要	大谷処理場基幹的設備改良事業に係る技術提案書審査補助及び発注仕様書作成等事業者選定の支援	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、し尿処理施設に係る生活環境影響調査
(6) 事業計画額	12,000千円	18,900千円

■ 添付資料1 対象地域図

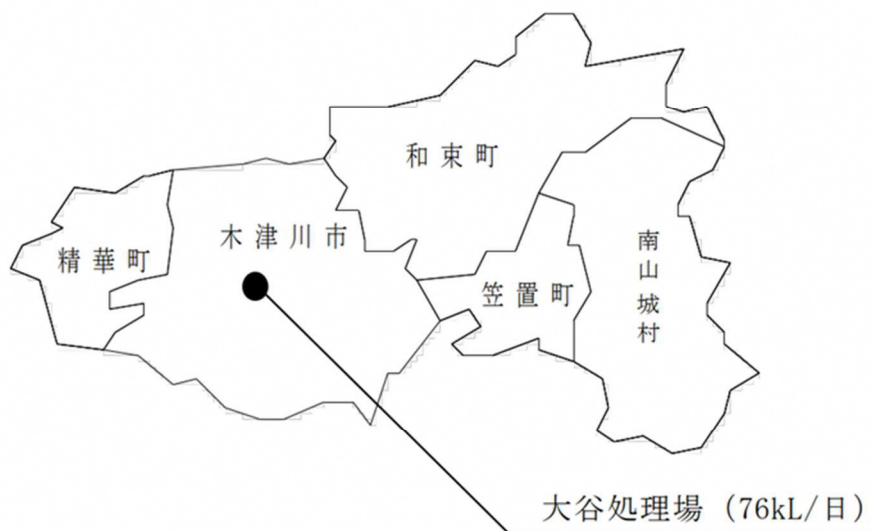


■ 添付資料2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

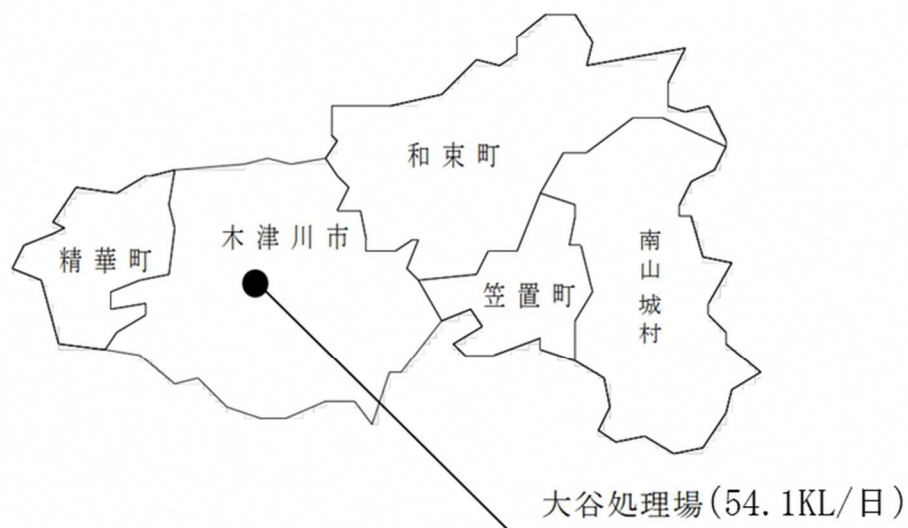


■ 添付資料3 地域内の現有施設の位置（現況と予定）

[現況]



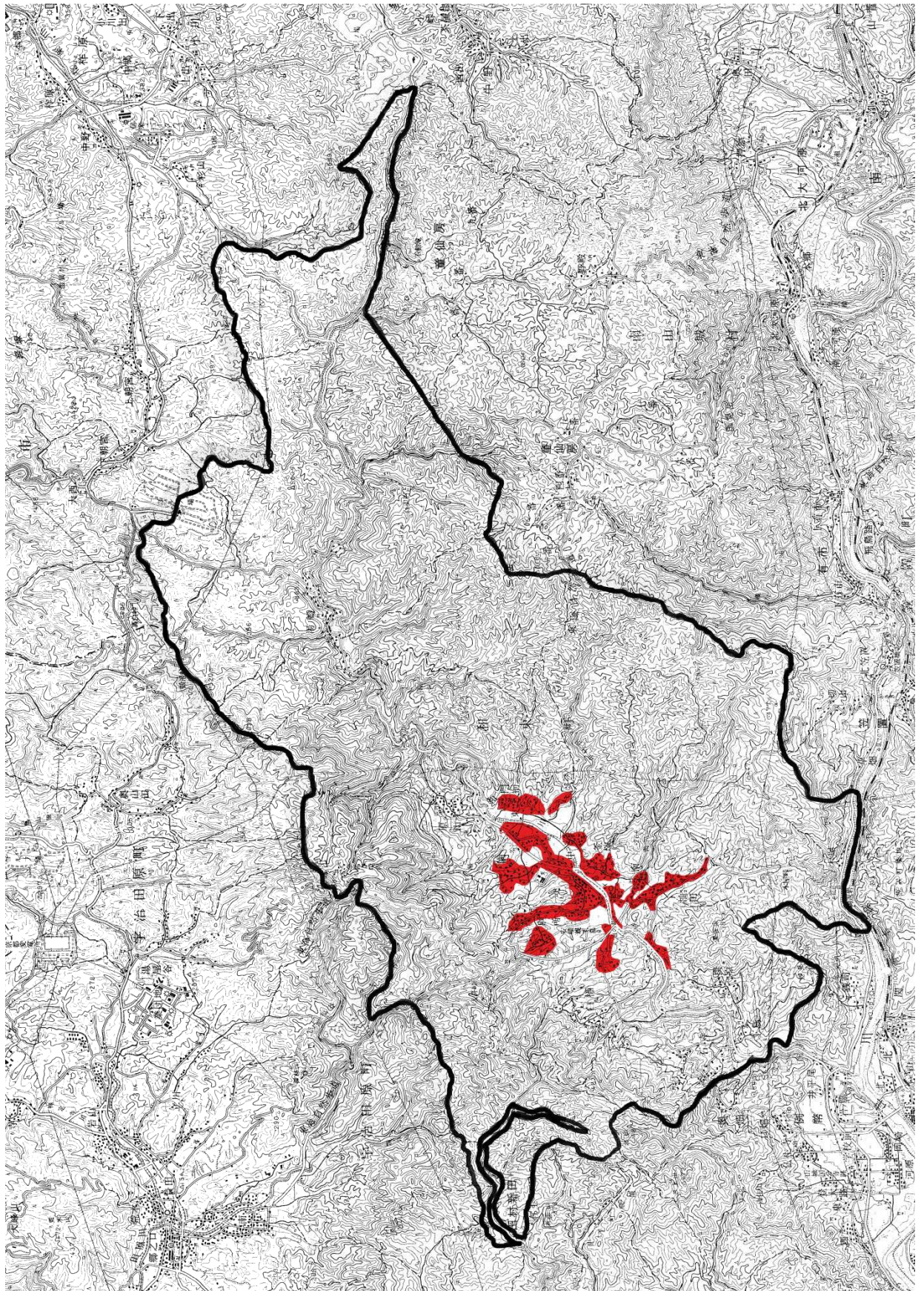
[予定]



■ 添付資料4 現有施設の概要

施設所管	相楽郡広域事務組合
施設名称	相楽郡広域事務組合大谷処理場
所在地	京都府木津川市山城町上狛大谷 1 8 1
計画処理能力	76kL/日（し尿：47kL/日、浄化槽汚泥：29kL/日）
処理方式	
水処理	高負荷脱窒素処理方式
高度処理	砂ろ過＋活性炭吸着
汚泥処理	脱水＋乾燥・焼却処理
臭気処理	高濃度臭気：焼却炉に吹き込み（炉停止時は中濃度系で処理） 中濃度臭気：薬液洗浄＋活性炭吸着脱臭 低濃度臭気：活性炭吸着脱臭
竣工年月	平成13年 3 月
放流先	大谷川

[和束町]



[南山城村]



